
平成28年度 位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用 の両立に向けた調査研究について

2016年11月21日

株式会社野村総合研究所
ICT・メディア産業コンサルティング部 兼 未来創発センター

小林慎太郎

背景と目的

- 昨今、スマートフォン等の高機能な移動体端末からは、基地局やGPS、Wi-Fiといった手段により電気通信事業者においてその位置情報を取得することが可能になっている。取得された位置情報はビッグデータとして、防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されているが、一方で、個人にかかわる情報を含むビッグデータの利活用については、プライバシー面での懸念が指摘されている。
- 本調査研究では電気通信事業者が取り扱う位置情報について、利活用に係るユースケースを設定した上で、「十分な匿名化」に関する検証を継続的に実施するほか、平成27年9月に成立した改正個人情報保護法(平成27年法律第65号)で新たに規定された匿名加工情報について検証等を実施する。

(参考)

電気通信事業者が扱う位置情報の種別と通信の秘密(通秘)への該当性との関係

	通秘 ↓ 基地局に係る位置情報		非通秘 ↓	非通秘 ↓	非通秘 ↓	通秘 ↓
	個々の通信の際に利用される基地局の位置情報	位置登録情報	GPS位置情報	端末利用者とアクセスポイント設置者間の通信に基づく位置情報	Wi-Fi位置情報	
概要	個々の通信の際に把握される利用者の基地局に係る位置情報	移動体端末が着信等を行うために、移動体端末がどの基地局のエリア内に所在するかを明らかにするため、自動的に取得される位置情報	携帯端末のGPS機能により端末の具体的所在地を示す情報。利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に取得される。	端末がアクセスポイントと接続し、外部と通信を行う前提として、端末がMACアドレス等をアクセスポイントに送信することにより把握可能な位置情報	端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報	
通信の秘密・個人情報への該当性、他の識別情報との結びつき	・電気通信事業者にとって、通信の秘密に該当する。 ・携帯電話事業者の契約者情報と紐づくことから個人情報	・携帯電話事業者の契約者情報と紐づくことから個人情報	・他の個人情報と紐づく場合、個人情報	・他の個人情報と紐づく場合、個人情報 ・MACアドレスと紐づく。	・電気通信事業者にとって、通信の秘密に該当する。 ・他の個人情報と紐づく場合、個人情報 ・MACアドレスと紐づく。	
取得の経緯	・通信時に取得される。	・通信の前提として取得される。	・利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に取得されるが、設定によりバックグラウンドで取得されることもある。	・通信の前提として取得される。	・通信時に取得される。	
精度	基地局単位(数百メートル～)		緯度経度情報(数メートル～)	アクセスポイント単位(数メートル～)		
利用者の認識	・通信目的で取得・利用されることについては、予測可能と考えられる。	・携帯電話を使用していなくても、基地局に位置情報を把握されていることについて、利用者の理解が及んでいない可能性がある。	・位置情報を利用することが明らかなサービスを自ら利用する際は、その取得・当該サービスにおける利用について予測可能と考えられる。	・Wi-Fi通信を利用していなくても、アクセスポイントにMACアドレス等が取得されていることについては、利用者の理解が及んでいない。	・通信目的で取得・利用されることについては、予測可能と考えられる。	

検討項目

■ 検討項目1 「十分な匿名化」に関する検証

- 次ページ参照

■ 検討項目2 匿名加工情報の作成の方法に関する基準の検証

- 位置情報(非通秘)について、匿名加工情報作成の方法に関する基準を検証する。

■ 検討項目3 加工方法等情報に係る安全管理措置の基準の検証

- 電気通信事業者が取り扱う位置情報(非通秘)について、加工方法等、情報に係る安全管理措置の基準を、個人情報保護委員会ガイドラインを踏まえて、検証する。

■ 検討項目4 「十分な匿名化」と匿名加工情報の作成の方法等についての関係等の整理

- 「十分な匿名化」と匿名加工情報の作成の方法等について、関係等を整理する。特に、電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通秘に該当する場合と、通秘に該当しない場合で、匿名加工の程度にどのような違いがあるのかを検討する。

■ 検討項目5 電気通信事業者が取り扱う位置情報に関するルール¹⁾の整理

- 検討項目1～4の検証結果、利用者による受容性の評価結果、及び個人情報保護委員会によるガイドライン等を踏まえて、電気通信事業者が取り扱う位置情報に関するルールを整理する。

検討項目1 「十分な匿名化」に関する検証について

■ 検討内容

- 平成27年度調査研究の検討結果の精査
 - ①「十分な匿名化」を行なうための加工の手法の検証(入口要件、出口要件等)
 - ②適切な加工の手法・管理・運用体制の検証
 - ③プライバシー影響評価の評価手順の検討・実施
 - ④将来の位置情報の収集における利用者の同意取得方法の検討
 - ⑤一般的な電気通信の仕組みと位置情報の収集に関する説明方法の検討
- 平成27年度調査研究でユースケース別に整理したリスク評価指標の応用
 - ・ 特に、データの項目に、性・年代・地域以外の属性を付加する場合のリスク評価
- 「十分な匿名化」の管理運用要件と、匿名加工情報における加工方法の安全管理措置基準との対応

平成27年度調査研究でユースケース別に整理したリスク評価指標

指標	リスク評価の視点 (H27年度の整理)
①データの項目	項目数の多さ
②場所の特性	機微情報に関わる場所、詳細な住所が含まれている場合
③利用者の特性	利用者の特徴、特定の母集団を対象とする場合
④取得期間・時期	データ取得した期間や時期・イベントや事件等が特定される場合
⑤位置データの精度	データ取得時の位置の精度や加工時のメッシュの間隔等
⑥追跡可能な移動履歴の長さ・仮IDの有効期間	特定の利用者を追跡できる地図上の軌跡又は時間的長さの“大きさ”
⑦データを取得する際の時間間隔	データを収集する際の時間的な間隔の“狭さ”
⑧標本数	加工の対象となった利用者の数の“少なさ”

十分な匿名化と匿名加工情報における加工基準との違い(前提の整理)

- 匿名加工情報に入口要件はない。
 - 匿名加工情報では、入口要件はなく、素材となるデータに制約はない。
 - 一方、十分な匿名化では、素材となるデータの前処理が必要。
- 匿名加工情報は、k匿名化が出口要件となっていない。
 - 匿名加工情報では、k匿名性は要件になっておらず、基準上はk=1であっても可。
 - 一方、十分な匿名化では、原則kは2以上となっている。リスク評価をする場合も、すべてk匿名性を議論の出発点としている。

十分な匿名化	個人情報委GLによる加工基準
入口要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接識別子の除外(仮IDは除く) ・ 付帯情報に関する制約(住所は市区町村名まで、性別、年齢は可) 	無し
出口要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ k-匿名化 ・ リスク評価 <ol style="list-style-type: none"> ① データの項目 ② 場所の特性 ③ 利用者の特性 ④ 取得期間・時期 ⑤ 位置データの精度 ⑥ 追跡可能な移動履歴の長さ・仮IDの有効期間 ⑦ データを取得する際の時間間隔 ⑧ 標本数 	1 特定の個人を識別することができる記述等の削除 2 個人識別符号の削除 3 情報を相互に連結する符号の削除 4 特異な記述等の削除 5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

調査研究の進め方

■ 協議会を通じた検討

- 次の有識者及びオブザーバによる協議会を組成して検討する。

<委員>

◎森 亮二 英知法律事務所 弁護士
伊藤 伸介 中央大学経済学部 准教授
佐藤 一郎 国立情報学研究所 教授
高橋 克巳 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主席研究員
疋田 敏朗 トヨタIT開発センター シニアリサーチチャー
◎は主査

<オブザーバ>

個人情報保護委員会事務局
一般社団法人電気通信事業者協会
一般財団法人日本データ通信協会
(株)NTTドコモ
KDDI(株)
ソフトバンク(株)
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)

<事務局>

総務省
(株)野村総合研究所

■ ユースケースの設定

- 昨年度調査研究と同様に、ユースケースを設定して検証を行う。

■ 利用者に対する受容性調査

- 次に関する消費者の受容性を調査し、その結果を集計・分析する。
 - 通知・同意選択のあり方
 - 「十分な匿名化」、匿名加工情報の作成の要件
 - 適正な取扱いを確保するために必要な措置(プライバシー影響評価(PIA)等)
- 調査方法は、会場調査やインタビューを用いて利用者の受容性を把握する。